地域再生計画

- 1.地域再生計画の名称
 明和町「水辺環境」再生計画
- 地域再生計画の作成主体の名称
 群馬県邑楽郡明和町
- 3. 地域再生計画の区域 群馬県邑楽郡明和町の全域

4.地域再生計画の目標

明和町は群馬県の東南端に位置し、人口111,594人(平成17年4月1日現在)面積19.67平方キロメートルで、町の南を流れる「板東太郎」と呼ばれる利根川に沿い東西約11キロメートル、南北約3キロメートルの細長い形をした町である。気候は比較的温暖で南に、利根川、北に谷田川が流れる水と緑が豊富な地域である。

本町は、古くは利根川の氾濫による肥沃な土地で農業を中心に発展してきたが、町の中央を 走る東武伊勢崎線や国道122号線、東北自動車道が配列されるなど交通条件にも恵まれ、群 馬県の中でも東京に一番近い地域であることから、ほとんど起伏は見られない。

近年、東北自動車道の開通、東武鉄道利根川鉄橋の複線化等により宅地化が進み、また、昭和40年頃から工場誘致の促進がはかられ工業開発が急激に進んできた。

このような中、町の人口は急激に増加し、農地の宅地化による都市化と農用地区域内への混住化が進展し、家庭雑排水が未処理のまま農業用水路等へ流入するなど、河川の水質汚濁が深刻化している。

谷田川は町に散在する中小河川の流末が合流する最も重要な河川であり、昭和40年代前半まではウグイ、フナ、鯉などの魚釣りに興じる人々を集め、町内各集落周辺の小川や水路では蛍が飛び交い、メダカやタナゴ、ウグイ、フナ、鯉などの小魚が大量に生息し、子どもたちの魚取りに熱中する姿が町内各地で見られたが、数十年前から蛍やメダカ、タナゴ等の姿は、ほとんど見られなくなった。

町では、生活排水を処理し豊かな水辺環境を取り戻すために、平成11年度から市街化区域とその周辺区域で公共下水道を展開し、平成16年4月に供用を開始した。なお、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、35%である。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進するとともに、地域住民を中心とするボランティア団体との協働による水辺の清掃活動を促進し、きれいな谷田川を再生することにより、昔のような子どもたちが安心して水辺に親しめる川づくりをする。

また、従来生息していた蛍やメダカ、タナゴ、ウグイを谷田川に取り戻し、子どもたちが水 辺に集い、親しみ、自然を肌で感じ、生き物を慈しむ心が育まれるような水辺環境を整備する ことにより、現在、年2回実施している環境学習を4回増やし、四季の水辺教室(仮称)の開催など環境教育の場として活用したい。

(目標1)汚水処理施設の整備の促進(汚水処理施設人口普及率を35%から62%に向上)

(目標2)環境学習の推進(環境学習を年2回から6回に向上)

(目標3)谷田川の水質改善(測定3地点の平均BODを4.4 mg/1から3.5 mg/1以下に向上)

5.目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

第5次明和町総合計画では、生活排水対策の中で汚水処理施設の整備促進を基本施策としている。また、明和町環境基本計画の環境目標には「子どもたちが安心して水辺に親しめるまち」を掲げており、施設のさらなる整備を推進し、衛生的で快適な生活環境の創造や公共用水域の水質向上を図ることにより、子どもたちが水辺に集い、親しみ、自然を肌で感じ、生き物を慈しむ心が育まれるような水辺環境を再生し、総合計画の町の将来像である「水と緑豊かな活力ある明和町」を目指す。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備 箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道 ・・・・ 平成15年10月に事業認可

「事業主体]

・いずれも明和町

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

「事業区域]

・公共下水道 明和処理区 南大島地区

・浄化槽(個人設置型) 明和町全域(ただし、公共下水道事業認可区域を除く。)

[事業期間]

・公共下水道 平成18年度~22年度

・浄化槽(個人設置型) 平成18年度~22年度

[整備量]

・公共下水道 150~250 L=2,290 m

水質浄化センター OD 槽・最終沈殿地 1基(増設)

・浄化槽(個人設置型) 175基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道明和処理区南大島地区で191人、浄化槽(個人設置型)578人

[事業費]

公共下水道 事業費 833,000 千円 (うち、交付金 442,100 千円)

単独事業費 82,000 千円

浄化槽(個人設置型)事業費58,095 千円(うち、交付金 19,365 千円)合計事業費891,095 千円(うち、交付金 461,465 千円)

単独事業費 82,000 千円

5-3 その他の事業

(1)公共下水道事業の普及促進助成制度

町では、公共下水道を早期に普及することにより、下水道経営の安定と投資効果を確実なものとし、あわせて当初の目的である公共用水域における豊かで良好な水辺環境を早急に取り戻すため、下水道に早期接続を行おうとする受益者に対し特別に奨励金を交付する制度を設けて水洗化率の向上に取り組んでいる。

(2) 不法投棄監視パトロールの実施

厚生労働省所管の緊急地域雇用特別基金事業を活用して平成13年度から実施して きた不法投棄監視パトロールを継続的に実施し、水路敷等も含めた清掃活動を毎週月 曜日に実施している。

(3)ビオトープの設置

教師や生徒と地域住民やボランティア団体との協働により、手作りの学校ビオトープを整備する過程において、将来を担う子どもたちが明和町古来の自然を知り、ビオトープを維持し、自ら観察することにより自然を肌で感じ、生き物を慈しむ心と豊かな水辺環境の大切さを学習する場として活用する。

(4)子供エコクラブの支援

自然環境活動への積極的参加や地球環境問題への意識高揚を図るため、子供エコクラブを支援し育成する。

6.計画期間

平成18年度~22年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし明和町において状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、町の関係課で構成する調整会議を開催し、 事業内容等について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、第三者機関等による評価の実施も含めて検討する。

8.地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「群馬県汚水処理施設整備構想」(都道府県構想)に記載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。